

翻訳は外部業者によるものであり、外務省が内容の正確さを保証するものではありません。

国名及び調査対象地域	カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州におけるドメスティック・バイオレンス
回答者氏名及び所属	マサオ・モリナガ 法廷弁護士および事務弁護士 ブリティッシュ・コロンビア州弁護士協会正会員
回答作成日	2018年1月31日

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

私はブリティッシュ・コロンビア州 (BC) 弁護士協会の会員であり、BC における法の状況についてのみ助言できる。これには、BC 家族法および BC で適用される連邦法が含まれる。カナダの他の州では DV に関し異なった法があり得る。

DV に関連する BC の法制度の基礎

DV に関連する法を理解するために、理解しなければならない BC の法制度の 3 つの基本コンセプトは以下のとおり：

1. DV は刑法および家族法で扱われる。
2. 家族法は州レベルおよび連邦レベルで規定される。
3. 家族法は 2 レベルの裁判所で扱われる。

1. DV は刑法および家族法で扱われる。

DV は刑法と家族法の両方で扱われる。刑法の目的は、犯罪行為に対処することにより、国による社会における秩序維持を可能にすることである。そのため、刑法に基づき国は、被害者が事件の報告を超えて何かをするかしないかにかかわらず、DV に対処する利益を有している。一方、家族法の目的は、家族構成員間の紛争を仲裁することである。そのため、家族法に基づくと、被害者が積極的な役割を果たさない場合は、救済は得られない。これは、「無料」で利用可能で、かつ国（例：公訴官）が刑法に基づき追求する DV の救済もあるが、一方で家族法に関する救済は、被害者が費用を支払わなければならない、また被害者が積極的に推し進めなければならないことを意味するため、この点は重要である。家族法に基づく被害者の費用を軽減するため、司法扶助および無料のリーガル・クリニックが支援し得るが、それでもなお家族法の文脈においては被害者が加害者に対し請求を追求しなければならない。この区別が意味するのは、金銭的手段が限定され、かつ加害者に対する請求をするモチベーションのない被害者は、可能な場合には刑法に基づく救済を模索するよう助言されるべきということである。しかし、刑法に基づき利用可能な救済については限度があり、これについてはこの調査回答においてさらに議論する。

2. 家族法は連邦レベルと州レベルで規定される。

カナダは多くの準自治州からなる連邦である。連邦（国）レベルで採択する法もあり、州レベルで採択する法もある。カナダの憲法である 1867 年憲法（「憲法」）は、どのレベルがどの分野の法を採択できるのかについて定めている。カナダにおける家族法の法的枠組みは、家族法の事項を規制する権限が連邦と州レベルで分けられているため、多くの人を混乱させている。「婚姻および離婚」を規制する権限は、憲法第 91 (26) 条に基づき連邦政府に与えられている一方、「州における財産および公民権」を規制する権限は、憲法第 92 (13) 条に基づき州政府に与えられている。家族法はこれらの事項の両方（例えば、離婚、財産分割、配偶者および子の権利）を扱うため、連邦および州レベルの両方が家族法を規制する。

家族法は、離婚法に基づき連邦政府が扱い、かつ家族法に基づき州政府が扱う。

これが物事をより複雑にしているものである。例えば、離婚法は離婚の方法のみを扱い、家族法は財産および公民権のみを扱う法であったなら、もっと単純だっただろう。連邦離婚法は、離婚を扱うだけでなく、子の監護権、養育費および配偶者扶養料といった離婚に密接に関連する事項も扱うことがある。州家族法もまた、子の監護権、養育費および配偶者扶養費を扱う。物事をより複雑にしているのは、家族法が離婚法と異なった用語を使用していることである。離婚法では「監護権」を子の世話および養育をする権利としているが、家族法はこの権利を言及するのに「後見人」および「親責任」を使用し、「後見人」と「親責任」との間に一定の区別をしている。面会交流は離婚法では「面会権」と呼ばれ、家族法では「養育時間」呼ばれる。離婚法は、「監護権」および「面会権」といった、専門法律用語を用いて以前の家族法のコンセプトを反映している一方、家族法は比較的新しい法であり、「親責任」および「養育時間」といった、口語的用語を用いて家族法のより近代的なコンセプトを反映している。これらすべてに言及するのは、同じものまたは類似のものに言及するために、BCにおいては異なった用語が使用されていることをただ概観することである。本調査で、これらの（「面会交流」のような）コンセプトのいずれかに言及するために用語を使用している場合、所与の用語を使用して回答したが、BCにおいて実際に使用される用語は異なっている可能性がある。2つの法の間でさえも用語が異なっているために。

3. 家族法は2レベルの裁判所で扱われる。

BCにおいて、第一審裁判所は2つある（「第一審裁判所」とは、原告が請求を開始できる裁判所を意味し、控訴裁判所ではない）。州裁判所および高等裁判所である。高等裁判所は州裁判所より権限が大きい。高等裁判所裁判官は、離婚の認定および財産分割を含む、家族法に関連するあらゆる事項を判断できる。しかし州裁判所裁判官は離婚も財産分割も認めることはできない。もっとも、州裁判所裁判官は、人の保護ならびに配偶者扶養料および子の養育費の認定といった、家族法および刑法に基づき利用可能な家族法に関連するその他多くを命令することができる。

州裁判所は、より非公式な裁判所であり、規則もより単純で、提訴費用もなく、裁判所数が多く、書類の様式が入手可能である。高等裁判所は、より公的な裁判所で提訴費用がかかり、規則もより複雑である。このため、本人訴訟当事者は、可能な場合には州裁判所での命令を求めるよう助言されるべきである。保護命令（以下で説明）のように、DVの救済の中には両方の裁判所で入手可能であるものもある。しかし、離婚のように、高等裁判所でのみ取得できる救済もある。最低限の費用および裁判費用で必要な命令を取得するために、各裁判所を戦略的に使用することが可能である。例えば、DVの被害者は、自身の安全をまず確保するために州裁判所において保護命令（以下でさらに説明）を申請でき、その後、案件を終わらせるために高等裁判所に離婚を申請できる。

BCの法制度におけるこの3つの基本コンセプトを説明して、これからDVに関連する法について詳述する。

家族法に基づくDV

BCにおいて家族法は2013年3月18日に発効し、現代的な家族問題を扱う現代的な家族法制であると考えられる。同法では「DV」という用語を使っておらず、類似の用語である「家庭内暴力（ファミリー・バイオレンス）」を使用している。同法は、「家庭内暴力からの保護」と名付けられた、本件に関連する1セクション（第9部）全てを含んでいる。「家庭内暴力」の定義は家族法第1部（「定義」）にあり、以下の通り。

『家庭内暴力』には、以下のものが含まれる。

(a) 監禁の強制または生活必需品のはく奪を含むが、自身または他者を害から保護するための合理的な力の使用を含まない、家族構成員の身体的虐待、

- (b) 家族構成員の性的虐待、
- (c) 家族構成員を身体的または性的に虐待する試み、
- (d) 以下を含む、家族構成員の精神的または感情的虐待
 - (i) 威嚇、ハラスメント、強制、もしくは他者、ペットまたは財産に対する脅迫を含む脅迫、
 - (ii) 家族構成員の金銭的または個人的自主性の不合理な制限または抑制
 - (iii) 家族構成員に対するストーカー行為また付け回すこと、および
 - (iv) 財産に対する意図的な損害、ならびに
- (e) 子供の場合には、家庭内暴力に直接または間接に晒すこと；」

この「家庭内暴力」の定義は、家庭内暴力を構成するものの現代的な拡大的理解に基づいている。身体的暴力だけでなく、感情的虐待、金銭的虐待、財産損害および子供を家庭内暴力に晒すことはすべて家庭内暴力であると考えられる。

家族法における家庭内暴力セクションの目的は、加害者を訴追することではなく、むしろ被害者に対し家庭内暴力の救済を提供することである。DVの訴追は、カナダ刑法で扱われる。以下で更に説明する。

最高裁判所家族規則および州裁判所（家族）規則

家族法は、家族関連法の「本質」に対する法典である。最高裁判所家族規則および州裁判所（家族）規則は、家族法の「手続き」に対する個別の法典である。家族法弁護士は、クライアントのための行動指針を判断するために、家族法と該当する裁判所（すなわち最高裁判所または州裁判所）の規則の両方を参照しなければならない。例えば、家族法は、家庭内暴力からどのような種類の救済が利用可能なのかについて定める。また最高裁判所家族規則は、最高裁判所にかかる救済を得るための書類作業およびスケジュールについて定める。上記で言及したように、州裁判所（家族）規則は最高裁判所家族規則より単純である。

カナダ刑法典

カナダ刑法典は、すべての州において適用されるカナダの刑法である。「DV」または「家庭内暴力」を具体的に扱う刑法はない。DVの申立てがある場合、加害者は以下の一般的犯罪の1つまたは複数に基づき訴追され得る：

- 青少年に対する性的犯罪（第 151、152、153、155 および 170-172 条）
- 児童ポルノグラフィ（第 163.1 条）
- 夜間の不法侵入（第 177 条）
- 生活必需品の不提供（第 215 条）
- 子供の置き去り（第 218 条）
- 刑事上の過失（身体損傷および死亡を引き起こす過失を含む）（第 219-221 条）
- 殺人
- 謀殺、謀殺未遂、幼児殺害、故殺（第 229-231 および 235 条）
- 刑事上のハラスメント（ときに「ストーカー行為」と呼ばれる）（第 264 条）
- 脅迫（第 264.1 条）
- 暴行（身体的危害、武器での暴行および加重暴行）（第 265-268 条）
- 性的暴行（身体的危害、武器での性的暴行および加重性的暴行）（第 271-273 条）

- わいせつなまたは嫌がらせの電話（第 372 条）
- 誘拐および強制監禁（第 279 条）
- 人身売買（第 279.01 条）
- 若年者の拉致（第 280-283 条）
- 窃盗（第 322、328-330、334 条）
- 委任状を持つ者による窃盗（第 331 条）
- 指揮下にある金銭の横領（第 332 条）
- クレジットカードの窃盗、偽造（第 342 条）
- ゆすり（第 346 条）
- 偽造（第 366 条）
- 詐欺（第 380(1)条）
- いたづら（第 430 条）

「DV」という具体的犯罪はないが、性質として家庭内である暴力は、これらの犯罪に基づき被告に刑罰が課される際に、加重要因として考慮され得る。カナダ刑法典第 718.2(a) (ii) 条は以下の通り定めている：

「718.2 刑罰を課す裁判所は、次の原則についても考慮するものとする：

(a) 犯罪または加害者に関連する加重または減輕すべき状況を斟酌し、刑罰は加重または減輕される。ただし、上記の一般性を損なわずに、

[中略]

(ii) 犯罪者が犯罪を行うに当たり、犯罪者の配偶者または慣習法上のパートナーを虐待した証拠

[中略]

は加重状況とみなすものとする；」

これは、性質として家庭内である犯罪に対し、裁判官がより厳しい刑罰を下す可能性があることを意味する。したがって、カナダ刑法典は特定の「DV 罪」自体は定めていないにもかかわらず、あらゆる犯罪はこの刑罰条項に基づき DV 罪として扱われ得る。

IV. DV 関連の司法手続

1 DV 被害者が緊急時に取り得る司法手続

※ DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

(1) 概要

保護措置は、家族法およびカナダ刑法典の両方に基づき利用可能である。

家族法に基づく保護命令

家族法第 183 条に基づき、「保護に関する命令」を申請できる。これは一般に「保護命令」と呼ばれる。「危険に晒されている家族構成員」は、自分で、または他の「危険に晒されている家族構成員」に代わって、かかる命令を申請できる（第 183(1) (a) 条）。家族法は、「危険に晒されている家族構成員」を「その安全および安全確保が、家族構成員が実施する家庭内暴力の危険に晒されている、または晒されそうである者；」と定義している（第 182 条）。保護命令は、次の条件のうち 1 つまたは複数を含めることができる（第 183(3) 条）：

「(a) 家族構成員に対し以下のものを抑止する条項

(i) 危険に晒されている家族構成員または特定の者と、直接または間接に連絡をするまたは接触すること、

(ii) 危険に晒されている家族構成員の住居、財産、事業、学校または雇用されている場所を含む、危険に晒されている家族構成員が定期的に来る場所について、問題の家族構成員がその場所を所有している、またはその場所を所有する権利を有していたとしても、その場所に来ること、近づくことまたは入ること、

(iii) 危険に晒されている家族構成員を付け回すこと、

(iv) 武器、銃器または特定の物体を所有すること、または、

(v) 武器または銃器に関連するライセンス、登録証、認可またはその他の書類を所有すること；

(b) 連絡または接触方法または手段の指定を含めた、家族構成員への、危険に晒されている家族構成員との連絡または接触の制限

(c) 警察官に以下の命令を出す

(i) 即座に、または特定の期間内に、家族構成員を住居から排除すること、

(ii) 個人の持ち物の排除を監督するために、実行可能な限り速やかに、または特定の期間内に、家族構成員、危険に晒されている家族構成員または特定の者に付き添うこと、

(iii) 第(a)(iv)または(v)段に言及するものを家族構成員から没収すること；

(d) 裁判所が指定する時期および方法で、家族構成員に対し裁判所または裁判所が指名する者に報告を求める条項；

(e) 以下を行うために必要だと裁判所が判断する条件

(i) 危険に晒されている家族構成員の安全および安全確保を保護する、または、

(ii) 命令を実施する。」

「家庭内暴力が発生しそうである」、かつ命令を求められている者が「危険に晒されている家族構成員」である場合に、裁判官は保護命令を付与できる（第 183(2)条）。これを判断するため、裁判所は第 184(1)条に列挙される要因を検討するが、これには以下のものが含まれる：

「(a) 命令が出される家族構成員による家庭内暴力の履歴；

- (b) 家庭内暴力が繰り返されている、またはエスカレートしているか；
- (c) 精神的または感情的虐待が、危険に晒されている家族構成員に向けられた強制的かつ支配的な行動パターンを構成しているか、またはその証拠であるか；
- (d) 最近の別居または別居の意図を含む、命令が出される家族構成員と危険に晒されている家族構成員との間の関係の現状；
- (e) 命令が出される家族構成員による家庭内暴力のリスクが高まりうるような、暴力のリスク、武器へのアクセスまたは暴力の履歴に関連する薬物乱用、雇用または金銭的問題、精神衛生問題を含む、かかる家族構成員の状況；
- (f) 危険に晒されている家族構成員の安全および安全確保に対する自身のリスクへの見方；
- (g) 妊娠、年齢、家庭の状況、健康または経済的依存を含む、危険に晒されている家族構成員の脆弱性を増し得る状況。」

カナダ刑法典に基づく平穏保証証書

家族法に基づく保護命令は、暴力的な「家族構成員」からの保護を命令することに制限される。そのため、家族法保護命令は、例えば暴力的なボーイフレンドまたはガールフレンドに対しては発令できない。カナダ刑法典に基づく平穏保証証書は家族法保護命令に類似した機能を持つが、平穏保証証書は他者に対して恐怖または傷害を引き起こしたあらゆる者に対して発行できる。他者が家族構成員である必要はない。

平穏保証証書の条件は、被害者への面会および接触の禁止を含め、家族法に基づく保護命令と類似の条件を含めることができる。

被害者の観点からの平穏保証証書の欠点は、カナダ刑法典は家族法と同じ「家庭内暴力」の拡大定義を有していないことである。被害者とされている者が、家族法に基づき感情的虐待（すなわち、妻に対し悪口を書いたメモを毎日置いていく）の申立てについて、自身の夫に対する保護命令を成功裏に取得した事案を見たことがある。しかし、このような事案では平穏保証証書が発行されるとは思わない。通常、平穏保証証書の発行のため裁判官を納得させるには、身体的虐待または身体的虐待への危惧が必要である。

(2) 命令取得のために必要な時間

家族法に基づく保護命令

通常、裁判所への申請においては、裁判官の審理に数週間かかる。これは、申請者には他方当事者に対し申立てを通知することが通常求められ、他方当事者には応答のため数日が与えられるからである。しかし、高等裁判所家族規則第 10-9 条に基づく、家族法に基づく保護命令は、他方当事者に対する「直前通知で」、または「通知なく」、高等裁判所においてなされ得る。州裁判所家族規則第 20(3) 条に基づき、州裁判所においても類似の手法がある。保護命令が迅速に、かつ暴力的な家族構成員に秘密で取得できない限り、保護命令に意味がなくなると法制度が認めている。保護命令に対する緊急の「通知なき」申請は、裁判所の時間の都合次第で、かかる申請が裁判所に提出されたのと同じ日に裁判官に審理され、認められ得る。

刑法典に基づく平穩保証証書

暴力的な振る舞いをする者がいる場合、被害者は警察に電話することができ、加害者は逮捕され後日裁判所に出廷するよう命令される。警察官は裁判官に対し被害者の恐怖を概観する情報を提供する。裁判官が恐怖に対する合理的な根拠を認める場合、平穩保証証書が1日ないし2日以内に発行され得る。警察を通じずに直接裁判官に平穩保証証書発行を申請することも可能である。

(3) 命令の有効期間

家族法に基づく保護命令

家庭法第183(4)条は、「裁判所が別段の定めをしない限り、本条に基づく命令は発行日から1年後に満了する」と定めている。

刑法典に基づく平穩保証証書

刑法典第810(3)条は、「(3) 両当事者が裁判を受ける治安裁判所または簡易裁判所が、提示された証拠により、略式起訴した者の代理人に対し、恐怖に対しての合理的な根拠があると認める場合、治安裁判所または簡易裁判所は被告に対し、12ヶ月を超えない期間について平穩と善行を保つよう、保証金付きまたは保証金なしで誓約するよう命令できる」と定めている。

(4) 法的手続きの開始方法

家族法に基づく保護命令

保護命令は裁判所に対し申請書を提出することで請求できる。必要な書類には、(請求する命令およびその根拠を概観する)申請通知、および申請者が宣誓する関連事実の書面での声明である宣誓供述書が含まれる。

家族法保護命令は、迅速に裁判官が審理し付与することが可能ではあるが、被害者が問題対応に乗り気ではない場合には特に、申請書作成に極めて長い時間がかかることもしばしばある。申請通知自体は作成が複雑ではないが、宣誓供述書は、裁判官が宣誓供述書における事実に基づき申請を判断するため、極めて注意して案を作成しなければならない。申請者は、家族歴や家庭内暴力の履歴といった多くのことを説明しなければならない。クライアントの中には、しばしば憂鬱や動機の欠如といった気分障害により、かかる事実を思い出したり書き出したりすることが非常に困難な人もいることが見受けられる。

刑法典に基づく平穩保証証書

警察が呼ばれる場合は、平穩保証証書取得の法的プロセスを警察が扱う。被害者が警察を通じないことを望む場合、被害者が裁判登記所に行き、情報記録フォームに記入し、審理日を設定しなければならない。申請者は審理日に本人が出廷し、裁判官に対し状況を説明しなければならない。

(5) 弁護士の雇用が義務的か否か

弁護士の雇用は義務的ではない。高等裁判所または州裁判所のいずれかにおいて、誰でも

本人訴訟ができる。しかし、法律事項においては弁護士のみが代理を務めることができる。保護命令は州裁判所または高等裁判所のいずれかにおいて請求できるが、本人訴訟当事者は州裁判所を利用すべきである。

(6) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であってもこれらの命令が請求できることを助言すべきである。外国人の多くは、裁判所への申請には被害者本人が裁判官の前に出廷することが求められるという見方を持っているように思われる。しかしそれは正しくない。被害者が不在であっても申請の審理を可能とする多くのメカニズムがある。家族法に基づく申請のほとんどは、書面で行われている。遠く外国にいる間でも BC の弁護士を雇用し、海外から必要な裁判用資料を提供することは可能である。宣誓しなければならない資料（すなわち宣誓供述書）は、外国の公証人の前で宣誓し、BC 弁護士に届けることができる。

(7) 被害者保護措置に関連するその他の有益な情報

虐待者が保護命令または平穏保証証書の条件を遵守しない場合、その事案は警察に報告され、虐待者は逮捕される。

本調査で引用される、その他の命令に適用される一般的なコメントは以下のとおり：
被害者の多くには、包括的な法的助言および代理を得るために必要な資金が欠如している。自分自身で裁判所において救済を請求するのは非常に怖いものであり得る。しかし、絶望した被害者には他に頼むところがなく、誰の助けも見つけられない場合、ただ州裁判所登記所に行って申請書の様式を依頼し、平素な言葉で請求する命令について書くだけでも価値がある。登記所スタッフが言葉選びで助けてくれることはほぼない（その方針であるように思われる）が、被害者が様式記入に最善を尽くし、（申請について虐待者に対し明らかにならないよう）審理を「通知なし」とすることを依頼し、様式を提出することは可能である。被害者は審理予定日に裁判官の面前に出廷し、裁判官に対し救済を依頼するために最善を尽くすべきである。州裁判所裁判官は、被害者の平素な英語を注意深く聞き、それを命令のために適切な法律用語へと翻訳することで、被害者を助けてくれる可能性は非常に高い。専門家でない人の多くは、弱者に対し正義がなされるために州裁判所裁判官が然るべき手続きを踏む、その程度について過小評価している。

2 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

※ 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査分野を特定してください）

家族法に基づく保護命令

虐待者は、反論書を提出し、事実に対する自身の見解を概観する宣誓供述書を提出することで、保護命令に異論を唱える応答ができる。虐待者への通知なく取得された保護命令には通常、虐待者が申請者に対し2日以上前に通知することにより無効にすることができると記される。

虐待者は反論書の通知を被害者へ送付しなければならない。

(2) 対抗措置の有効期間

虐待者が保護命令への反論に成功し、裁判官が保護命令を無効とする場合、保護命令は当面の間廃止となる。

(3) 虐待者の対抗措置に対し被害者がとることができる措置

虐待者が保護命令に反論する応答書を提出する場合、被害者（またはその弁護士）は、紛争解決のための審理日に再び出廷しなければならない。被害者が虐待者の事実に対する見解に反論するために追加の事実を提出することを望む場合、被害者は裁判官に対し新たな証拠を含めるよう依頼できる。

(4) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、虐待者の対抗措置に対しても、被害者が BC に不在であったとしても反論できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1)(6)で説明した配慮も、虐待者の対抗措置への応答に適用される。

(5) 虐待者がとる対抗措置に関連するその他の有益な情報

本調査回答の上記 IV(1)(7)で概観した一般的なコメントも、虐待者の対抗措置に対する応答に適用される。

3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要（調査分野を特定してください）

配偶者は、生活費を含む配偶者扶養料を請求できる。しかし BC においては、虐待行為自体がさらなる補償義務を創り出すわけではない。関連する疑問に、虐待が「配偶者扶養料の必要性を「生じさせる、延長させる、または重くさせる」かどうかというものがある（家族法第 166(a)条）。例えば、夫が妻を虐待しているが、妻は元気であり経済的悪影響を被っていない場合、妻は虐待それ自体を根拠として配偶者扶養料を請求できない。しかし、妻が自分で精神的または身体的に持ちこたえられないほどに妻を虐待している場合、配偶者扶養料を判断する裁判官は、補償として妻を扶養するよう夫に責任を負わせることができる。

(2) 命令取得のために必要な時間

配偶者扶養料は、家族法に基づき暫定的に（資産の分割といった、すべてを決定する最終の裁判の前を意味する）請求できる。申請者は、申請後、二週間程度の審理を経て仮命令を取得できる。カナダ刑法典は、虐待者からのいかなる生活費回収についても定めていない。

(3) 命令の有効期間

配偶者扶養料支払命令に一般的な有効期間はない。婚姻期間、扶養料を請求する配偶者のニーズ、およびその配偶者の収入獲得能力の欠如が虐待配偶者の責によるものかどうかといった関連事項を考慮し、裁判官は事件の状況に合ったあらゆる期間について命令できる。命令はまた、その後、状況が変化した場合に変更され得る。

(4) 法的手続きの開始方法

配偶者扶養料支払仮命令は、裁判所への申請により請求できる。必要な書類には、（請求する命令およびその根拠を明示した）申請通知、および申請者が宣誓する関連事実の書面での

声明である宣誓供述書が含まれる。

(5) 弁護士の雇用が義務的か否か

弁護士の雇用は義務的ではない。高等裁判所または州裁判所のいずれかにおいて、誰でも本人訴訟ができる。しかし、法律事項においては弁護士のみが代理を務めることができる。配偶者扶養料は州裁判所または高等裁判所のいずれかにおいて請求できるが、本人訴訟当事者は州裁判所を利用すべきである。

(6) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であっても配偶者扶養料は請求できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1) (6) で説明した配慮は、配偶者扶養料請求にも適用されるが、一つ例外がある。その例外とは、虐待者が配偶者扶養料支払申請に強く反論し、本件を最終的に解決するための裁判に訴える場合である。裁判では、紛争当事者を含め証人に口頭証言を行うことを認めている。裁判が開かれる場合、被害者は自身の事件についての証人として出廷すべきであり、さもないと裁判官が虐待者側の言い分のみをきいて判断するリスクが生じることになる。

(7) 虐待者に対し生活費を請求するための措置に関連するその他の有益な情報（虐待者に対し生活費を請求するための行政措置を含む）

配偶者扶養料を、請求している配偶者に代わり無料で回収する支援をする、家族維持強化プログラムという政府運営のプログラムがある。これは、完全な法的効力を持つ自由に使える政府運営の回収プログラムであり、支払いをしない配偶者に対し、資金の差押え及びライセンスを含む政府からの給付の没収といった措置をとることにより、支払いを強制できる。

本調査報告の上記 IV(1) (7) で概観した一般的なコメントが、配偶者扶養料請求にも適用される。

4 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要（目的の調査分野を特定してください）

カナダでは、離婚は以下の3つの状況において行うことができる：

1. 夫婦が少なくとも1年にわたり別居している；
2. 他方当事者が不貞を行っている；または
3. 他方当事者が「配偶者との継続的な同居を耐え難いものとするような、身体的または精神的虐待をもって配偶者を扱っている。」（離婚法第8(2) (b) (ii)条)

虐待を離婚の理由として法は認めているが、離婚のためにこの理由を主張するのが実際的ではないことがしばしばある。虐待する配偶者が離婚に反論する場合、離婚手続きの解決まで容易に1年以上かかり得る。それまでには、夫婦が別居していることを根拠に離婚申請する方が容易となる。夫婦が同じ家に居住を継続していたとしても、夫婦として住む意図がない限り、「別居している」と見なされる。この理由のため、虐待を根拠とした離婚は理論的には可能であるが、実際には主張されないことがしばしばある。

(2) DVの被害が関連する離婚プロセスにおける子の監護権に関する法的判断の一般的傾向

子の最善の利益のみを考慮して子の監護権を決定するのが一般的傾向である。かつては、裁判所は両親の希望を考慮する可能性が高いように思われたが、現在では両親の希望は重要ではなくなった。これは、家族法第 37(1)条において、次のように法として成文化されている：

「後見人、子の養育取決めまたは契約に関し、本章に基づく合意または命令をなす上で、両当事者および裁判所は、子の最善の利益のみを考慮しなければならない。」

これは、家庭内暴力が関係しないということは意味しない；しかし、家庭内暴力は、子の最善の利益が何かということに関連して考慮されなければならないという意味である（家族法第 38 条）。したがって、父親が母親に対し極めて虐待的であったとしても、父親が子にとってはとても優しい場合、母親に対する父親の虐待は、父親が持つ子の監護権の評価に対しほとんど影響を与えない可能性がある。

(3) DV 被害が関連する離婚プロセスにおける子の居住に関する法的判断の一般的傾向

一般的な傾向は子の最善の利益のみを評価することに向かっているため、「虐待された配偶者が子との同居権を得る」いった一般的な規則はない。しかし、多くの場合において、虐待されているのは子の母親であり、幼児とほとんどの時間を過ごしているのは母親である。したがって、事実上かかる母親が、より大きな監護権を付与され、子とともに住むことが認められる可能性が高いだろう。

(4) DV 被害が関連する離婚プロセスにおける養育費に関する法的判断の一般的傾向

BC においては「チャイルドサポート」として知られる養育費支援は、連邦養育費指針と呼ばれる直接的な数式で判断される。支払われる基礎的養育費の金額は、支払う親の所得および養育する子の数に基づき計算される。この金額を調整する方法があり、特に共同監護の場合はそうである。しかし、家庭内暴力の補償のために調整がなされるわけではない。

(5) DV 被害が関連する離婚プロセスにおける面会交流に関する法的判断の一般的傾向

子の監護権に関連し、面会交流権における一般的な傾向も、子の最善の利益のみを考慮する方向に向かっている。面会交流を親の権利と考える人もいる。しかし、BC における裁判所は、面会交流は親の権利ではなく子の権利であることを明確にしている。というのも、問題は親により面会交流されることが子の最善の利益であるかどうかであって、親が子に面会交流する権利を持つべきかどうかではないからである。これは、親が自分の子に会う権利を持たないということを言っているのではなく、自分の子に会う親の権利は、子の最善の利益よりも下位にあるということである。この見方は親にとって不利であるようにも見えるが、実際には両親にとって利益となる状況もあり得る。例えば、一方の親が他方配偶者を虐待している場合、虐待側の親の権利は尊重されるべきではないと考えるかもしれない。しかし、親に会う子の権利に焦点を当てると、虐待側の親の道徳的欠陥は面会交流権の判断には関係がない。かかる親は、虐待が子に向けられない限り面会交流権が付与され得る。

(6) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であっても、離婚、子の監護権および面会交流は暫定的に請求できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1)(6)で説明した配慮は、離婚、子の監護権および面会交流の請求にも適用されるが、一つ例外がある。その例外とは、虐待者が離婚、子の監護権および面会交流申請に強く反論し、本件を最終的に解決するための裁判に訴える場合である。裁判では、紛争当事者を含め証人に口頭証言を行うことを認めている。裁判が開かれる場合、被害者は自身の事件についての証人として出

延すべきであり、さもないと裁判官に虐待者側の言い分のみを審理させる危険が伴うことになる。

(7) DV に関連する離婚プロセスに関するその他の有益な情報

本調査報告の上記 IV(1)(7) で概観した一般的なコメントは、子の監護権および面会交流の請求にも適用される。しかし、上記のとおり、州裁判所裁判官は離婚を付与できない。したがって、離婚は高等裁判所に申請しなければならない。幸運なことに、高等裁判所に協議離婚を申請する方法を説明する自助ウェブサイトがある：

<http://www.familylaw.lss.bc.ca/guides/divorce/>。「協議」とは、他方当事者（すなわち虐待する配偶者）が離婚に反論を希望しないという意味である。両当事者が離婚の条件に合意している場合がこれに該当する。しかし、離婚が反論された場合、裁判官は裁判において最終的な判断をしなくてはならない。裁判離婚については単純な自助ガイドはない。しかし、必要なフォームのテンプレートについては、BC V6Z 2E1 バンクーバー市スミス・ストリート 800、コートハウス図書館にあるブリティッシュ・コロンビア州家族訴訟手続きマニュアル第 2 巻に掲載されている。

5 DV 被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（目的の調査分野を特定してください）

BC においては、裁判官は、2つの部分からなるテストが満たされる場合に、子の監護権の修正を命令できる。1つ目として、子の状況に重大な変更があったと申請者が裁判官を納得させなければならない（離婚法第 17(5)条；家族法第 47 条）。重大な変更とは、状況が根本的に変化したという意味である。2つ目として、変更の提案が、子の最善の利益のみを考慮していると裁判官を納得させなければならない（離婚法第 17(5)条；家族法第 37(1)条）。

(2) 子の監護権の修正に関する法的プロセスの開始方法

子の監護権の修正は、州裁判所と高等裁判所の両方で行うことができる。両裁判所において、申請は所定の申請様式および証拠となる宣誓供述書を提出することで開始できる。州裁判所様式の雛形は州裁判所登記所で入手でき、内容は手書きが可能である。高等裁判所はいかなる様式も出していないが、様式の雛形は、BC V6Z 2E1 バンクーバー市スミス・ストリート 800、コートハウス図書館にあるブリティッシュ・コロンビア州家族訴訟手続きマニュアル第 2 巻に掲載されている。

(3) 弁護士の利用が義務的か否か

弁護士の雇用は義務的ではない。高等裁判所または州裁判所のいずれかにおいて、誰でも本人訴訟ができる。しかし、法律事項においては弁護士のみが代理を務めることができる。子の監護権の修正は州裁判所または高等裁判所のいずれかにおいて請求できるが、本人訴訟当事者は州裁判所を利用すべきである。

(4) 子の監護権の修正に関する法的判断の一般的傾向

子に関するその他の命令について、一般的な傾向は子の最善の利益のみを考慮し、DV については、それが子に影響を与える場合にのみ否定的な要因として扱う傾向にある。

(5) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であっても、子の監護権の修正は暫定的に請求できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1)(6)で説明した配慮は、離婚、子の監護権の修正請求にも適用されるが、一つ例外がある。その例外とは、虐待者が子の監護権修正に強く反論し、本件を最終的に解決するための裁判に訴える場合である。裁判では、紛争当事者を含め証人に口頭証言を行うことを認めている。裁判が開かれる場合、被害者は自身の事件についての証人として出廷すべきであり、さもないと裁判官に虐待者側の言い分のみを審理させる危険が伴うことになる。

(6) 子の監護権の修正の法的プロセスに関連するその他の有益な情報

本調査報告の上記 IV(1)(7)で概観した一般的なコメントが、子の監護権の修正請求にも適用される。

6 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

(1) 概要（調査分野を特定してください）

BCにおいては、子とともに他の場所へと引越すための許可取得に関係する要因は、子の監護権の修正に関係する要因に類似している。これは、子とともに引越しをすることは事実上既存の子の監護権および面会交流の取決めの修正であるから当然である。家族法では、子の引越しを許可するかどうかの判断に当たりいくつかの追加的な要因を導入しているが、基本的にその基準はそれでも、提案された変更が子の最善の利益となっているかどうかである（Gordon v. Goertz, [1996] 2 S.C.R. 27 の事件における判例で確立されている）。

(2) 子とともに他の場所に引越すための許可取得についての法的手続の開始方法

移転命令は、州裁判所と高等裁判所の両方で行うことができる。両裁判所において、申請は所定の申請様式および証拠となる宣誓供述書を提出することで開始できる。州裁判所様式の雛形は州裁判所登記所で入手でき、内容は手書きが可能である。高等裁判所はいかなる様式も出していないが、様式の雛形は、BC V6Z 2E1 バンクーバー市スミス・ストリート 800、コートハウス図書館にあるブリティッシュ・コロンビア州家族訴訟手続きマニュアル第 2 巻に掲載されている。

家族法は、引越しを申請する場合の追加的な通知要件を詳しく定めている。申請者は、他の後見人および子と接触のある者全てに対し、引越しの場所および時間について 60 日前までに通知しなければならない（家族法第 66(1)条）。しかし、他の後見人または子と接触のある者による家庭内暴力のリスクを発生させることなく通知を行えない場合は、裁判官はこの要件を撤回できる。

(3) 弁護士の利用が義務的か否か

弁護士の雇用は義務的ではない。高等裁判所または州裁判所のいずれかにおいて、誰でも本人訴訟ができる。しかし、法律事項においては弁護士のみが代理を務めることができる。移転命令は州裁判所または高等裁判所のいずれかにおいて請求できるが、本人訴訟当事者は州裁判所を利用すべきである。

(4) 子とともに他の場所へと引越すことに関連する法的判断の一般的傾向

子に関するその他の命令について、一般的な傾向は子の最善の利益のみを考慮し、DV が子に影響を与える場合にのみ否定的な要因として扱う方向に向かっている。家族法は、子の引越

しを認めるかどうかを判断するのにあたり追加的な要因を導入している（すなわち、引越しの理由；引越しの提案が善意からなされているか；引越しをする後見人は、子と子の他の後見人との間の関係を保全するための合理的かつ機能する取決めを提案したか）。しかし、最近の裁判所の解釈では、子の最善の利益のみを関連要因とし、こういった家族法の追加要因を、最終的に子の最善の利益に関連するものと解釈している。

(5) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であっても、移転命令は暫定的に請求できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1) (6) で説明した配慮は、離婚、移転命令請求にも適用されるが、一つ例外がある。その例外とは、虐待者が移転命令に強く反論し、本件を最終的に解決するための裁判に訴える場合である。裁判では、紛争当事者を含め証人に口頭証言を行うことを認めている。裁判が開かれる場合、被害者は自身の事件についての証人として出廷すべきであり、さもないと裁判官が虐待者側の言い分のみをきいて判断するリスクが生じることになる。

さらに、裁判官は引越しの判断に当たり子の最善の利益のみを考慮する前提で、移民／外国人は、子が外国に引越しをする場合、子が経験しうる潜在的なハンディキャップが扱われる準備をしておくべきである。多くの DV の被害者は、親族の助けを求め、母国に戻ることを希望する。しかし、子が学業的にも社会的にも新しい環境に確実に順応できるよう、計画が必要となる。子が未だ幼く、外国語に慣れ、外国語を学ぶことが可能な場合、引越しを裁判官に納得させることは、はるかに容易になるだろう。

(6) 子とともに他の場所へ引越すことに関連するその他の情報

本調査報告の上記 IV(1) (7) で概観した一般的なコメントが、移転命令請求にも適用される。

7 面会交流スケジュールの変更についての法的手続き

(1) 概要（調査分野を特定してください）

BC においては、裁判官は、2つの部分からなるテストが満たされる場合に、面会交流スケジュールの変更を命令できる。1つ目として、子の状況に重大な変更があったと申請者が裁判官を納得させなければならない（離婚法第 17(5)条；家族法第 47 条）。重大な変更とは、状況が根本的に変化したという意味である。2つ目として、変更の提案が、子の最善の利益のみを考慮していると裁判官を納得させなければならない（離婚法第 17(5)条；家族法第 37(1)条）。

(2) 面会交流スケジュールの変更に関する法的プロセスの開始方法

面会交流スケジュールの変更は、州裁判所と高等裁判所の両方で行うことができる。両裁判所において、申請は所定の申請様式および証拠となる宣誓供述書を提出することで開始できる。州裁判所様式の雛形は州裁判所登記所で入手でき、内容は手書きが可能である。高等裁判所はいかなる様式も出していないが、様式の雛形は、BC V6Z 2E1 バンクーバー市スミス・ストリート 800、コートハウス図書館にあるブリティッシュ・コロンビア州家族訴訟手続きマニュアル第 2 巻に掲載されている。

(3) 弁護士が義務的か否か

弁護士の雇用は義務的ではない。高等裁判所または州裁判所のいずれかにおいて、誰でも

本人訴訟ができる。しかし、法律事項においては弁護士のみが代理を務めることができる。面会交流スケジュールの変更は州裁判所または高等裁判所のいずれかにおいて請求できるが、本人訴訟当事者は州裁判所を利用すべきである。

(4) 面会交流スケジュールの変更に関する法的判断の一般的傾向

家族法の導入とともに一般的傾向は、一方の親が親権を持つ親で他方の親は子との「面会権」を持つのみであるというコンセプトから離れつつある。多くの場合で、一方の親が結局ほとんどの時間を子と過ごし、他方の親はほとんど時間を過ごせない（例：週1回）。しかし、「親権／面会権」のコンセプトから割当てられた「養育時間」のコンセプトへの変更により、面会権しか持たない親の不必要な汚名を取り除き、両親間の協力を推進することの助けになり得る。例えば、子に週1回しか会えない親は養育時間の10%を持つことが可能となり、実質上は旧制度に基づく同じ時間の面会権と同じであるが、その親は今や養育時間の90%を持つ他方の親と同じだけ「親」であると見なされる。この傾向は、両親の権利よりも子の最善の利益に関連する家族法制度構築の全体的傾向に基づいているように思われる。

(5) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

移民／外国人である被害者には、被害者が BC に不在であっても、面会交流スケジュールの変更は暫定的に請求できることを助言すべきである。本調査回答の上記 IV(1)(6)で説明した配慮は、面会交流スケジュール変更請求にも適用されるが、一つ例外がある。その例外とは、虐待者が面会交流スケジュール変更命令に強く反論し、本件を最終的に解決するための裁判に訴える場合である。裁判では、紛争当事者を含め証人に口頭証言を行うことを認めている。裁判が開かれる場合、被害者は自身の事件についての証人として出廷すべきであり、さもないと裁判官に虐待者側の言い分のみを審理させる危険が伴うことになる。

(6) 面会交流スケジュールの変更についての法的プロセスに関連するその他の有益な情報

虐待者が子に対し家庭内暴力を向けるという正当な恐怖がある場合、虐待者の面会交流権を否定することは認められる。しかし、加害者が訴訟を起こす場合、被害者はこの恐怖の証拠を提供する準備をしておくべきである。被害者の恐怖は、子に対する害についての実際かつ現在の恐怖に基づくべきであり、過去の行為または被害者自身の恐怖についての報復に基づくべきではない。

本調査報告の上記 IV(1)(7)で概観した一般的なコメントが、面会交流スケジュールの変更請求にも適用される。

8 弁護士への依頼

(1) DV を扱う専門知識を持つ弁護士を見つける方法

家族法を扱う弁護士すべてが、DV を扱う専門知識を有しているわけではない。協議離婚に特化した弁護士もおり、調停に特化した弁護士もおり、大規模資産分割に特化した弁護士もいる。DV を扱うために迅速な行動をとる必要がある場合、法律事務所に連絡し、DV に焦点を当てているかどうか尋ねるべきである。DV は刑法および家族法の両方をカバーしているため、その両方に特化している法律事務所が DV を扱うのに最善であると考えている。

(2) 外国語が得意な弁護士を見つける方法

確実に知るための唯一の方法は、法律事務所に電話をかけて確認することである。外国語で

クライアント対応をすると宣伝する法律事務所もある。外国語を知っているのが弁護士ではなくアシスタントである場合もある。外国語で直接話すことを好むクライアントもいるが、DVの専門知識があり、かつ日本語のような優先的な少数外国語を話す弁護士は限られているため、選択肢がないこともしばしばある。

外国語が得意な弁護士が「総合弁護士」としてクライアントと協議し、その後DVの専門知識を持つ他の弁護士に仕事を外注することは可能である。これは弁護士費用の増加につながるが、まさに利用可能なオプション次第である。

(3) 弁護士への依頼方法

最善の方法は、法律事務所に電話をして弁護士と直接話すよう依頼することである。弁護士はしばしば関連のない情報を多く含む長い電子メールを受取る。直接話すことは、コミュニケーションが最も効率的で要領を得たものにするものである。弁護士が引受けたいかどうかを最初に確認することなく、個人情報および詳細をまとめた電子メールを送るのも軽率である。マイノリティのコミュニティにおいては、その民族コミュニティにサービスを提供する弁護士は数名しかいない可能性がある。虐待者がすでに弁護士と接触し、彼を雇っている可能性が大いにある。そのため、個人情報をそのような弁護士に提供するのは不利となり得る。

(4) 弁護士費用に関する一般的情報

家族法案件は、明確な目的がない限り通常は時間単位で請求となる。時間報酬は\$150 から\$600まで幅があり得るが、平均はおよそ\$300から\$400である。協議離婚の取得といった予想可能な仕事については定額料金を設定する家族法弁護士もいる。家族法においては予期しない事象が多数発生し得るため、家族法弁護士は弁護士費用に上限を通常設けない。子の監護権および面会交流に関連する仕事については、弁護士は成功報酬を受けられないため、DV案件の中にはこのために支払い方法が限定され得るものもある。

司法扶助

BCにおける司法扶助は、「深刻な家族問題」について、世帯収入が低く最低限の資産しかもたないクライアントを支援できる。「深刻な家庭問題」には、子の虐待および許可を受けていない引越しが含まれる。世帯収入については、2名から成る世帯規模の正味月収が\$2,160未満、3名から成る世帯規模の場合は\$2,780未満でなければならない。さらなるレートについては、https://www.lss.bc.ca/legal_aid/doIQualifyRepresentation.phpの世帯収入表に列挙されている。個人資産の価額を検討することで、受入れスタッフにクライアントを受けられるかどうかの裁量がある。

また、法的助言を行うことができる当番弁護士が、様々な裁判所に常駐している。私の経験から言えば、これらの当番弁護士はとても基本的な助言をしてくれる。より複雑な問題については、クライアントに対ししばしば「弁護士を見つけるよう」に言われる。

下位中産階級の人が法律サービスを求めるのは極めて難しいことがよくある。

(5) 移民／外国人である被害者のための有益な情報

司法扶助は、カナダ国籍または永住権の有無にかかわらず、BCに居住する誰もが利用可能である。

(6) 弁護士雇用に関連するその他の有益な情報

本調査回答の上記 IV(1)(7)で概観する一般的コメントは、被害者は弁護士を雇う余裕がないという実際の可能性の中で考慮されるべきである。

9 その他のDVに関する司法手続

弁護士は、自身のクライアントに対し法に従うよう助言することと、クライアントに対し、自身と自身の子の安全のために何が最善かについて助言することの間の紙一重の所に行く。被害者は、犯罪を行うに当たり弁護士が支援してくれることを期待すべきでない。したがって、被害者が虐待者の同意なく子を他国に連れていくことを弁護士は助言しないが、弁護士はそうした場合の影響について助言できる。被害者が他国に子を連れていく以外の選択肢を考慮していない場合（おそらくカナダでは十分な生活手段がないためだが）、自身と自身の子のために何が最善かを選ぶのはクライアントの責任である。クライアントと弁護士の間のやりとりは、クライアントの行動が他者に深刻な害を与える可能性が高いなどの合理的な程度におよぶまでは、弁護士・依頼者間の秘匿特権により保護される。

V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

※ 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

※ 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

王立カナダ騎馬警察が、<http://www.rcmp-grc.gc.ca/en/wanted> に、カナダ全体の未解決の逮捕令状の検索可能なデータベースを有している。通常、親による子の誘拐のプロフィールが多数列挙されている。追加の確認については、カナダの警察署に電話して、未解決のカナダ全体の逮捕令状があるかどうか尋ねることで追求することができる。

2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法

※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

裁判所に出廷せずに刑事訴訟を終了させる選択肢は多くはない。一つ目の選択肢は、被害者が政府検察局に電話をし、起訴の撤回の可能性について話し合うことで、この場合は関連する逮捕令状も撤回される。公訴官は、有罪判決が出る合理的な可能性がない場合、または訴追を継続することが公共の利益ではない場合といった様々な理由により、起訴を撤回する裁量を有している。DVの被害者は、DVの被害者を訴追することが公共の利益ではないだろうという根拠で撤回を依頼すべきである。その代わりに、または追加的に、被害者は、意図は子の誘拐にあったわけではなく、家庭内暴力から子を守ることにあったと主張することもできる。この場合、公訴官は、犯罪の意図の欠如を前提として、有罪判決はなさそうであると考えるかもしれない。起訴を撤回するかどうかは、ケースバイケースで完全に公訴官の裁量であり、従うべき定式はない。

3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方

法 ※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等

上記で説明した配偶者扶養料および養育費の申請は、DV の被害者本人が出廷しなくとも BC の裁判所に請求できる。申請には書面での宣誓供述書の証拠を添えるが、それは外国において外国の公証人の前で宣誓し、被害者の代理人である BC の弁護士に届けることが可能である。裁判のケース・カンファレンスが必要な場合、電話で行われることがある。

外国裁判所による命令については、家族法第 75(1)条は次のとおり定めている：

「75(1) 次の条件すべてが適用される場合、裁判所は州外での命令を認めなくてはならない：

(a) 州外の法廷が、ブリティッシュ・コロンビア州で適用される規則に基づき命令を発する管轄権を有していたであろうこと；

(b) 州外での命令がなされた法的手続きの各当事者について

(i) 命令がなされるとの合理的な通知があったこと、かつ

(ii) 命令について審理される合理的な機会があったこと；

(c) 州外の法廷が、法により子の最善の利益を考慮することが求められていたこと；

(d) 命令を認めることがブリティッシュ・コロンビア州の公共政策に反しないこと。」

この規則を要約すると、外国での命令が BC において認められるのは、外国での手続きが、類似の手続きの公正さの原則および子の最善の利益の考慮に従っている場合である。BC において外国の命令を認めさせるには、裁判所において申請をしなければならない。

4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

被害者がカナダに再入国する前に公訴官が刑事責任を撤回せず、逮捕令状が未解決のままである場合、被害者は、事案が裁判官に届けられるまでの 1 日間勾留されることを含む、刑事訴訟プロセスを経る覚悟を持ってカナダに再入国すべきである。このため、カナダへの到着は、週の早めの平日（例：月曜日）に予定すべきである。子とともにカナダを出国したのが家庭内暴力によるものである限り、プロセス全体が非常に不都合であったとしても、結果についてそれほど心配すべきではない。被害者が協力的な限り、公訴官は刑事上の有罪判決につながらない結果を求めることができる。